

千葉県要配慮保育実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、心身の状況に応じて特別の配慮を要する児童(以下「対象児童」という。)で、保育を必要とする者が他の児童との集団生活を行うことによって心身の発達を促し、社会生活に必要な基礎的能力を養成し、福祉の増進を図ることを目的とする教育・保育(以下「要配慮保育」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 要配慮保育の対象児童は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号、以下「法」という。)第20条第1項に規定する支給認定を受け、市内の法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設若しくは法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者(以下「施設等」という。)が行う特定地域型保育の利用又は措置により教育・保育の提供を受ける児童で、別表に該当する児童とする。

(対象施設)

第3条 要配慮保育は、市内全ての施設等で実施する。

2 施設等は、職員の確保や資質の向上等受入体制の整備に努めるとともに、市は、必要な支援に努めるものとする。

(要配慮保育の申込み)

第4条 要配慮保育の実施を希望する児童の保護者は、別に定める手続きにより、市長に申込まなければならない。

(要配慮保育実施の決定)

第5条 市長は、前条の申込みがあったときは、提出書類等の内容を確認するとともに、必要に応じ、当該児童の主治医や千葉県療育センター等関係機関(以下「関係機関等」という。)へ意見を求めるなど十分に検討の上、要配慮保育の実施の可否について決定する。

(決定の取消し)

第6条 市長は、前条の決定を受けた児童(以下「要配慮保育決定児童」という。)が、その後、第2条の要件を欠くこととなった場合等、要配慮保育を実施する必要がなくなったと認められる場合には、当該児童の保護者及び施設等と協議の上、決定を取消すものとする。

(職員配置)

第7条 施設等は、要配慮保育を実施するにあたり、保育士の配置について、要配慮保育決定児童の3歳未満児3人につき1人、要配慮保育決定児童の3歳以上児3人につき1人を配置するものとする。ただし、重度障害や医療的

ケアが必要な場合など、市長が特に必要と認めた場合は、更に保育士や看護師等必要な職員を配置することができる。

(要配慮保育の方法)

第8条 施設等は、要配慮保育を実施するにあたり、要配慮保育決定児童の心身の状況及び発達状態に応じて個別指導計画を策定し、その他の児童との集団教育・保育及び当該児童の特性に応じた個別教育・保育を行うものとする。

2 市長は、適切な要配慮保育の実施のため、必要に応じて、関係機関等に意見を求める。

(関係機関等との連携)

第9条 施設等は、要配慮保育を実施するにあたり、関係機関等との連携を密にし、要配慮保育が円滑かつ効果的に実施されるよう努めなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、要配慮保育の実施に必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 千葉県障害児保育事業実施要綱(昭和57年4月1日施行)は、廃止する。

別 表

要 件													
1	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める「身体障害者手帳」の交付を受け、下記の等級に該当する児童</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>級 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視 覚 障 害</td> <td>1 級 ・ 2 級 ・ 3 級 ・ 4 級</td> </tr> <tr> <td>聴 覚 又 は 平 行 機 能 の 障 害</td> <td>2 級 ・ 3 級 ・ 4 級</td> </tr> <tr> <td>音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害</td> <td>3 級 ・ 4 級</td> </tr> <tr> <td>肢 体 不 自 由</td> <td>1 級 ・ 2 級 ・ 3 級 ・ 4 級</td> </tr> <tr> <td>内 部 機 能 障 害</td> <td>1 級 ・ 2 級 ・ 3 級 ・ 4 級</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	級 別	視 覚 障 害	1 級 ・ 2 級 ・ 3 級 ・ 4 級	聴 覚 又 は 平 行 機 能 の 障 害	2 級 ・ 3 級 ・ 4 級	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	3 級 ・ 4 級	肢 体 不 自 由	1 級 ・ 2 級 ・ 3 級 ・ 4 級	内 部 機 能 障 害	1 級 ・ 2 級 ・ 3 級 ・ 4 級
	種 類	級 別											
	視 覚 障 害	1 級 ・ 2 級 ・ 3 級 ・ 4 級											
	聴 覚 又 は 平 行 機 能 の 障 害	2 級 ・ 3 級 ・ 4 級											
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	3 級 ・ 4 級											
	肢 体 不 自 由	1 級 ・ 2 級 ・ 3 級 ・ 4 級											
内 部 機 能 障 害	1 級 ・ 2 級 ・ 3 級 ・ 4 級												
2	療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める「療育手帳」の交付を受けた児童												
3	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けた児童												
4	医療機関が交付する診断書、専門機関が交付する報告書等に基づき、特別の配慮を要すると市長が認めた児童												